

役員等報酬支給規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法第45条の3第2項に基づき定められた理事、監事、評議員の報酬等の支給の基準につき、同法第45条の3第1項第3号に基づき定めることを目的とする。

第2条（理事・監事・評議員の報酬等支給基準）

理事会、評議員会、監査への出席1回につき、2万円に交通費（一律3千円）を加えた額を支給基準とする。

第3条（支給総額）

理事、監事の一人あたりの報酬総額は、年間10万円以内とする。

2 評議員の一人あたりの報酬総額は、年間7万円以内とする。

第4条（支給対象外）

理事のうち、理事長、業務執行理事ならびに職員給与を受けている者は第2条に定める支給の対象外とする。

第5条（報酬の支給日と支給方法）

報酬は職務執行日後、初めて到来する25日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、前金融機関営業日）に本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことをもって支給する。ただし本人からの申し出があればこの限りではない。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

第6条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この基準は、平成29年6月12日から施行する。

平成29年7月31日改正

令和 元年5月22日改正